

野迫川村国土強靱化地域計画

令和2年6月

野迫川村

1

2

3

4

○

○

5

6

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の構成.....	2
第2章 基本的な考え方.....	3
1 野迫川村の目指す姿.....	3
2 基本目標.....	3
3 強靱化推進にあたっての留意事項.....	4
第3章 脆弱性評価.....	7
1 想定するリスク.....	7
(1) 地震.....	7
(2) 水害・土砂災害.....	13
2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定.....	15
脆弱性評価結果.....	16
第4章 強靱化施策の推進方針.....	18
第5章 PDCA サイクルによる計画の推進.....	34
1 野迫川村国土強靱化アクションプラン.....	34
2 野迫川村の他の計画等の必要な見直し.....	34
3 計画の進捗管理と不断の見直し.....	34
(別紙1) 脆弱性評価結果	
(別表) 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針に基づく事業	

1

2

3

4



5

6

7

8

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行された。また、平成 26 年6月には、基本法に基づき「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、大規模自然災害等に備えて、事前防災・減災に関する施策を総合的に推進することとされたところである。

一方、奈良県においても、「奈良県地震防災対策アクションプログラム」を策定して大規模地震対策を進めてきたほか、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、平成 26 年4月に「奈良県地域防災計画」を全面的に見直すとともに、「奈良県地域防災活動推進条例」を施行するなど、防災・減災のための施策に取り組んできた。本村においても平成 28 年3月に「野迫川村地域防災計画」を見直し、防災・減災のための施策に取り組んできた。これらの防災・減災対策の継承を念頭に置きつつ、あらためて本村の自然災害に対する脆弱性を評価し、国土の強靱化を図るため、「野迫川村国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本村の国土強靱化の指針となるものである。また、野迫川村総合計画と総合戦略を一体化した「のせがわスマイルプラン」との調和を図りつつ策定する。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和2年度(2020 年度)から令和6年度(2024 年度)までの5年間とする。

4 計画の構成

第1章 計画策定にあたって

計画の策定趣旨や位置づけ等を提示



第2章 基本的な考え方

- 1 目指す姿である「災害に強い野迫川村」を提示
- 2 「災害に強い野迫川村」を目指し、「基本目標」を設定



第3章 脆弱性評価

- 1 どのような災害に対して強靱化を図るかを「想定するリスク」として設定
- 2 18項目の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を設定し、現状と比較した脆弱性の評価を実施



第4章 強靱化施策の推進方針

- 1 野迫川村を強靱化するために必要な施策の推進方針を策定
- 2 リスクシナリオごとの推進方針のほか、施策分野ごとの推進方針についても策定



第5章 PDCA サイクルによる計画の推進

事業の進捗状況を管理し、「PDCA サイクルによる計画の推進及び見直し」を実施

第2章 基本的な考え方

1 野迫川村の目指す姿

野迫川村は、温暖な内陸性気候であり、災害が比較的少ない地域と言われてきた。しかし、過去には宝永地震や伊賀上野地震など、大地震による被害が県内でも発生したことが記録されている。また、明治の十津川大水害、伊勢湾台風、大和川大水害など幾度となく大きな水害が発生しており、平成 23 年9月には、紀伊半島大水害により南部・東部の山間地域を中心に大規模な土砂災害が発生したことは、記憶に新しいところである。

近年の気象状況を見ると、記録的な豪雨による土砂災害や浸水被害など、大規模な災害が全国各地で発生している。また、国の発表による南海トラフ巨大地震の被害想定では、超広域にわたって甚大な被害が発生し、県内においても最大で建物全壊棟数約 47,000 棟、死者約 1,700 人という大きな被害が予想されている。

災害は、社会のあり方によって被害の状況が大きく異なる。このため、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、平時から大規模自然災害等への備えを行うことが重要である。

このため、本計画に基づく強靱化対策を推進し、大規模自然災害等に強いむらづくりとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう村民の力を向上させることにより、自然災害による死者をなくす「災害に強い野迫川村」を目指す。

2 基本目標

基本法第 14 条を踏まえた上で、「災害に強い野迫川村」を目指し、野迫川村では以下の3つを基本目標とする。

自然災害の発生を可能な限り予測し、災害発生時にも

(1) 村民の命を守る 災害による死者をなくす

(2) 村民の生活を守る 出来る限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る

(3) 迅速な復旧・復興を行う 出来る限り早期に村民の日常生活を取り戻す

3 強靱化推進にあたっての留意事項

国の基本計画で定められた「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下の点に留意して強靱化に係る施策を推進する。

(1) 長期的、広域的観点からの施策の推進

- 本村の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討するとともに、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 村内のみならず、広範囲に被害を及ぼす巨大災害を念頭に、隣接する県内外の市町村等の広域的な視点を持って施策を推進する。

(2) 効果的な施策の推進

- 地域の状況に応じて災害リスクを予測し、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 「自助」及び「共助」による地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、行政(国、県、市町村)と村民並びに事業者が役割分担して取り組む。
- 国、県、他市町村、村民及び事業者と十分連携を図る。
- 各施策が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においても有効に活用される対策となるように取り組む。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本を有効活用する等により費用を削減するなど、限られた財源の中で効率的かつ効果的に施策を推進する。
- 施設等の効率的、効果的な維持管理に努める。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 紀伊半島大水害の経験・教訓の継承や、科学的知見に基づく調査研究の成果を普及する。

- 豊かな自然と貴重な文化財を有する本村の特性を踏まえ、自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮して施策を推進する。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人などの多様な視点をもって施策を推進する。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化の担い手を育成し、その活動環境の整備に努める。
- 地域活性化等にもつながり、本村の持続的成長の促進に寄与する取組を進める。

<参考> 国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要約)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ② 長期的視野を持った取組推進
- ③ 地域間連携の強化、東京一極集中から「白律、分散・協調」型国土への転換
- ④ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、適応力の強化
- ⑤ 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦ 国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- ⑧ 平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 施策の重点化の推進
- ⑩ 既存の社会資本の有効活用
- ⑪ 民間資金の積極的活用
- ⑫ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬ 土地の合理的利用の促進
- ⑭ 研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮
- ⑰ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

第3章 脆弱性評価

本村の強靱化を進めるにあたり、大規模自然災害に対する本村の脆弱性評価を実施した。脆弱性評価では、まず本村に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定するリスク」として定め、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、村等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1 想定するリスク

村民生活・村民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、県の地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

(1) 地震

①想定される地震の規模

県が平成16年10月に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、県周辺における被害地震発生の履歴及び活断層の分布を踏まえ、内陸型地震として8つの活断層、①奈良盆地東縁断層帯(京都市山科区～奈良県桜井市)、②中央構造線断層帯(奈良県香芝市～愛媛県伊予市)、③生駒断層帯(大阪府枚方市～大阪府羽曳野市)、④木津川断層帯(三重県阿山郡伊賀町～京都府相楽郡笠置町)、⑤あやめ池撓曲－松尾山断層(奈良市～三郷町)、⑥大和川断層帯(大和群山市～王寺町)、⑦千股断層(吉野町～五條市)、⑧名張断層(宇陀市～桜井市)について想定を行っ

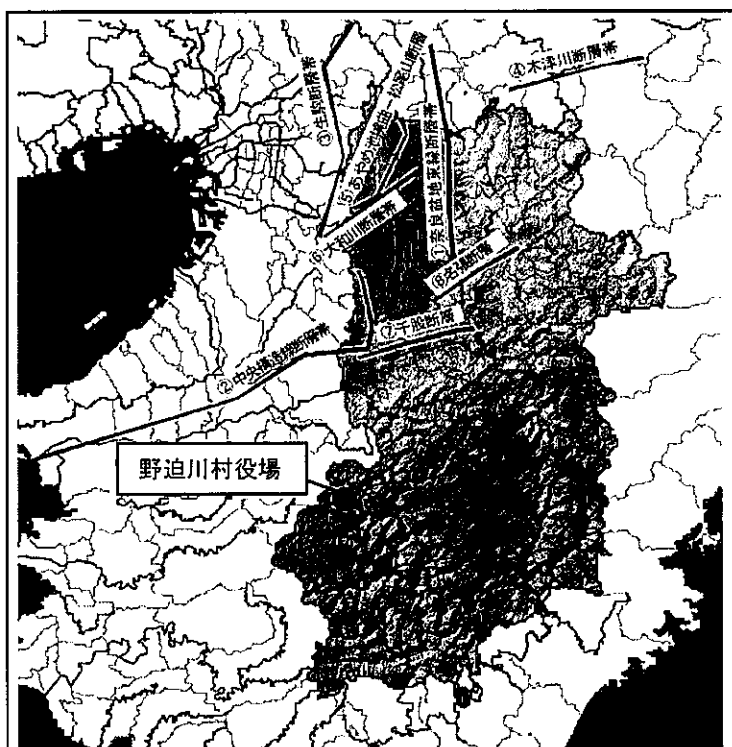
ている。また、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」は東海、東南海、南海地震について発生時期を5つの組み合わせパターンとする地震を想定している。

このうち、本村において大きな被害が予想されるのは、内陸型地震では奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯、千股断層である。また、海溝型地震では東南海・南海地震同時発生時のパターンである。地震の規模は以下のとおりである。

表 想定される地震の規模

想定される地震	内陸型				海溝型
	奈良盆地東縁断層帯	中央構造線断層帯	生駒断層帯	千股断層	東南海・南海地震同時発生時
地震の規模(マグニチュード)	7.5	8.0	7.5	7.1	8.6

対象地震
① 奈良盆地東縁断層帯
② 中央構造線断層帯
③ 生駒断層帯
④ 木津川断層帯
⑤ あやめ池撓曲-松尾山断層
⑥ 大和川断層帯
⑦ 千股断層
⑧ 名張断層



出典) 野迫川村地域防災計画

図 想定される地震の断層

各地震で想定されている震度は以下のとおりである。

表 想定される地震の震度

想定地震		震度
内陸型	奈良盆地東縁断層帯	震度 5 強～震度 6 弱
	中央構造線断層帯	震度 6 弱～震度 6 強
	生駒断層帯	ほぼ全域が震度 6 弱
	千股断層	ほぼ全域が震度 6 弱、ごく一部地域が震度 6 強
海溝型	東南海・南海地震同時発生時	震度 5 弱～震度 5 強

出典) 第2次奈良県地震被害想定調査報告書(平成 16 年 10 月)

②想定される人的被害

本村での想定地震における人的被害想定は、下表のとおりで、最も人的被害が大きいとされているのは、内陸型地震では中央構造線断層帯の死者数約3名、負傷者数約8名と予想されている。海溝型地震では東南海・南海地震同時発生時が最も規模が大きいものの、本村への影響は小さいと予想されている。

表 想定される人的被害

想定地震		死者数	負傷者数	死者＋負傷者数
内陸型	奈良盆地東縁断層帯	2 人	3 人	5 人
	中央構造線断層帯	3 人	8 人	11 人
	生駒断層帯	2 人	3 人	5 人
	千股断層	2 人	6 人	8 人
海溝型	東南海・南海地震同時発生時	0 人	0 人	0 人

※最も人的被害の大きい冬の平日午前5時の被害想定を示す。

出典) 第2次奈良県地震被害想定調査報告書(平成 16 年 10 月)

③想定される建物被害

本村での想定地震における建物被害想定は、下表のとおりである。

それによると本村で最も建物被害が大きいとされているのは、中央構造線断層帯で、全壊数約 50 棟、半壊数約 95 棟と予想されている。海溝型地震では東南海・南海地震同時発生時が最も規模としては大きいものの、本村への影響は小さいと予想されている。

表 想定される建物被害想定

想定地震		全壊	半壊棟数	全・半壊棟数
内陸型	奈良盆地東縁断層帯	22 棟	56 棟	78 棟
	中央構造線断層帯	50 棟	95 棟	145 棟
	生駒断層帯	25 棟	64 棟	89 棟
	千股断層	32 棟	86 棟	118 棟
海溝型	東南海・南海地震同時発生時	1 棟	1 棟	1 棟

※最も建物被害の大きいとされる冬の午後6時の被害想定を示す。

出典)第2次奈良県地震被害想定調査報告書(平成 16 年 10 月)

④南海トラフ巨大地震の被害想定(奈良県)の概要

平成 25 年3月に内閣府より発表された「南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次被害報告)」には、最新の科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、その推計結果がとりまとめられている。奈良県下における最大震度は6強で、揺れによる建物倒壊は最大 47,000 棟、人的被害は死者 1,700 人で、そのうち建物倒壊による死者は約 1,600 人と想定されている。

それによると南海トラフ巨大地震による本村の最大震度は6弱と想定されており、東南海・南海地震同時発生時の震度5強よりも強く、奈良盆地東縁断層帯、生駒断層における最大震度6弱と同程度、中央構造線断層帯、千股断層における最大震度6強よりも弱い揺れが予想されている。



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

図 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域

<参考>過去の奈良県内における主な地震災害

発生年月日 発生時刻	地震名 規模(M)	県内の被害状況			備考
		死者	負傷者	建物被害	
1707 (宝永 4) 10.28	宝永地震 8.4	63 人	不明	潰家 3,219 戸	南海トラフを震源とする海溝型巨大地震。全国の死者は少なくとも 2 万人といわれる。
1854 (嘉永 7) 7.9 14:00 頃	伊賀上野 地震 7.3	約 300 人	不明	約 6,000 戸	奈良、大和郡山で震度 6 全体の死者 1,300 人(諸説あり)、 負傷者 994 人。
1854 (安政元) 12.23 9:00 頃	安政東海 地震 8.4	不明	不明	不明	全体での死者は東海地震では 2 ～3 千人、南海地震では数千人 と言われている。続けて発生した 巨大地震の揺れと津波により、関 東から九州におよぶ広い範囲で 甚大な被害が生じた。
1854 (安政元) 12.24 16:00 頃	安政南海 地震 8.4				
1936 (昭.11) 2.21 10:07	河内大和 地震 6.4	1 人	不明	家屋の損壊約 1,200 戸、法 隆寺・唐招提 寺・薬師寺で 上塀の損傷な どの被害あり	八木で震度 5。大阪・奈良の府県 境で震動が大きかった。死者は 大阪府で 8 人。余震多数。余震 分布から大和川断層の活動と考 えられる。
1944 (昭.19) 12.7 13:35	東南海地震 7.9	3 人	21 人	全壊 89 戸	橿原で震度 5。東海地方で軍用 機工場がほぼ全滅などの大被 害。 全体で死者 1,251 人、全壊 16,455 戸。
1946 (昭.21) 12.21 4:19	南海地震 8.0	0 人	13 人	全壊 37 戸、 春日大社灯籠 約 300 基倒れ る	橿原で震度 5。近畿・四国が被害 の中心となった。全体で死者 1,330 人、全壊 9,070 戸。
1952 (昭.27) 7.18 1:09	吉野地震 6.7	3 人	6 人	半壊 1 戸、春 日大社の石灯 籠 650 基が倒 れる	橿原で震度 4。近畿地方をはじ め、中部地方の西部でも小被害 があった。震源がやや深かった (約 60km)のために被害地が分散 している。全体で死者 9 人、負傷 者 136 人、全壊 20 戸

(各数値は集計日時や機関により異なる場合があります)

出典)奈良県国土強靱化地域計画(平成 28 年5月)

(2) 水害・土砂災害

本村に大きな被害をもたらす自然災害は、主に風水害である。昭和以降では昭和 28 年 8 月 17 日の紀和大水害の被災が最も大きい。近年では平成 23 年の紀伊半島大水害において、北股集落上部で深層崩壊が発生するなどして、住民が仮設住宅で避難生活を送る被害となった。

表 過去の主な災害

発生年月日	名称	被災世帯数(世帯)	被災人口(人)	被災金額(千円)
1953 (昭和.28) 8.17	紀和大水害	227	1,135 ・死者 19 ・行方不明者 3	540,002
1961 (昭和.36) 9.20	第 2 室戸台風	119	489 ・重症 1 ・軽傷 12	59,510
2011 (平成.23) 9.4	紀伊半島大水害	126	263	625,550

出典)野迫川村地域防災計画(平成 28 年 3 月)

【紀和水害(昭和 28 年)】

昭和 28 年 7 月 17 日午後 6 時の時点では、日本海中部の低気圧から南に伸びた前線は能登半島付近から、近畿北部、瀬戸内海、九州北部を経て中国中部へと達していた。この前線がゆっくり南下していき、17 日午後 9 時には小豆島と淡路島の間から琵琶湖の北西側を結ぶ線辺りまで下がり、さらに 18 日午前 3 時には紀伊半島の奈良県南部と和歌山県北部とを結ぶ線あたりまで南下してきた。

奈良県では 17 日夜から 18 日未明にかけて前線が南下する際に、吉野、熊野の山岳地帯に南西の気流が集中し、雷を伴う局地的な豪雨となった。

この水害で最も大きな被害を受けたのは本村であり、17 日午後 10 時から翌朝午前 6 時まで土砂降りの雨が続き、各所で土砂崩れが発生し、死者・行方不明者、また 200 戸以上の家屋被害が出た。

出典)奈良の災害史(平成 26 年 3 月)

【紀伊半島大水害(平成 23 年)】

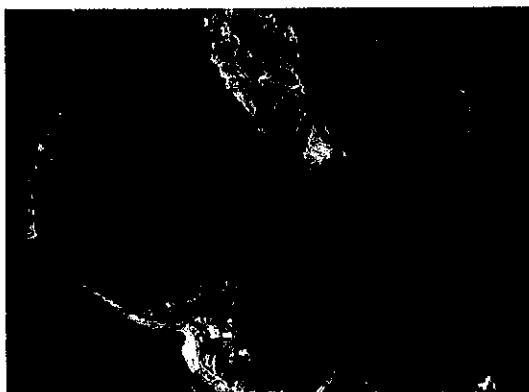
平成 23 年 8 月 25 日にマリアナ諸島の西の海上で発達した台風 12 号は、その後もゆっくりとした速度で北上を続け、9 月 2 日には暴風域を伴ったまま北上して四国地方に接近し、その後、台風はゆっくりとした速度で北上をして四国地方、中国地方を横断し、4 日未明に日本海に抜けた。

本村では 8 月 31 日の午後 6 時頃より弱い雨が降り始め 9 月 1 日午前から強い雨が降り始めた。台風が四国地方、中国地方に上陸してからは、本村も時間雨量が 20mm を超える大雨が降り続き 9 月 4 日午前 4 時には総雨量が 1,000mm を超える大雨となった。

これに伴う被害状況は下表のとおりである。

表 被害状況

人的被害	なし
建物被害	全壊/3棟 半壊/5棟 床上浸水/2棟 床下浸水/2棟 一部損壊/1棟 倉庫及び車庫全壊/7棟
インフラ被害	村道/9箇所 河川/7箇所 林道/34箇所 簡易水道/1箇所 農地/8箇所 漁業施設/1箇所 ケーブルテレビ切断/2箇所 関西電力、NTT、送電線切断/数箇所
山腹崩壊	大規模/8箇所
その他	北股地区で土砂ダム形成(警戒区域設定) 平、大股、立里地区が孤立化 立里地区地すべり被害(約1ヶ月間住民避難) 熊野古道『小辺路』地すべり被害 ワサビ田の約40パーセントが被災



北股崩壊箇所



北股川の人家への流れ込み

出典)紀伊半島大水害による災害の記録/奈良県野迫川村(平成 24 年 9 月)

2 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定

本村の特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合等を行い、野迫川村の脆弱性評価の前提となる「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を次のとおり設定した。

1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊施設等の倒壊による死傷者の発生
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水の発生
1-3	大規模な土砂災害(深層崩壊等)による死傷者の発生と、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態の発生
1-4	避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1	食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞
2-2	警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
2-3	被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生
2-4	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
3. 村民の生活に必要な行政機能、事業者活動の維持	
3-1	村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下
3-2	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下
3-3	食料等の安定供給の停滞
4. ライフラインの確保	
4-1	社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
4-2	上水道の長期間にわたる供給停止
4-3	幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止
4-4	情報通信の麻痺・長期間停止
4-5	地域交通ネットワークが分断する事態
5. 二次災害の防止	
5-1	ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生
5-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
5-3	風評被害等による地域経済への甚大な影響
6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-2	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
6-3	基幹インフラの破損により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果を別紙 1 に示した。

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)に基づき抽出した課題

基本目標	リスクシナリオ	抽出した課題
1. 村民の命を守る	① 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
	1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊施設等の倒壊による死傷者の発生	【耐震化の促進】 【住宅等における安全の確保】 【文化財防災・防火対策のための啓発活動の設備や設置促進】
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水の発生	【河川整備等総合的な治水対策の推進】 【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】
	1-3 大規模な土砂災害(深層崩壊等)による死傷者の発生と、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態の発生	【土砂災害対策の推進】 【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制整備】
	1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生	【災害時の確実な情報の伝達】 【災害時要援護者支援対策】 【住民避難に係る体制づくりと施設の整備等】 【防災知識の普及啓発・防災教育】
	6-3 基幹インフラの破損により復旧・復興が大幅に遅れる事態	【緊急輸送道路の確保】 【橋梁の長寿命化の推進】 【村道の機能維持】 【道路の拡幅・整備】 【各種防災事業の円滑化や被災後の復旧・復興の迅速化】

:

:

.

,



.

-

.

-

第4章 強靱化施策の推進方針

リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、野迫川村の強靱化を実現するために必要な施策の推進方針を示す。

第3章で示した、リスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえた推進方針は次のとおりである。

なお、本計画で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、どの事態が生じた場合であっても、本村に大きなダメージを与えることになる。このため、リスクシナリオ別の推進方針に基づき、計画的に施策を推進していく。

○基本目標1:村民の命を守る

1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生を防ぐ

【耐震化の促進】

○地震による緊急輸送道路ネットワークの遮断を回避するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を推進する。(建設課)

○木造住宅の耐震診断の支援及び耐震診断結果に基づき「倒壊の可能性あり」判定木造住宅等への耐震改修を促進する。(総務課)

<重要業績評価指標(KPI)>

緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化率

現状値
(R2年度)

0%

目標値
(R6年度)

100%

【住宅等における安全の確保】

○住宅の地震時における家具の転倒防止策の普及・啓発を図る。(総務課)

○老朽化した空き家が増加する中で、地域の住民の安全を確保し住み続けられる地域づくりの観点から、村内における空き家の再生や除却等を促進する。(総務課)

＜重要業績評価指標 (KPI)＞	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
緊急輸送道路沿道にある特定空家の除去件数	0 件	3 件

【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

○国や県、村指定の文化財において、災害時における文化財の被害低減を図るため、関係機関等が連携した啓発活動や防災・防火設備の設置促進、安全確保などの取組を推進する。(教育委員会)

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水の発生を防ぐ

【河川整備等総合的な治水対策の推進】

○村内に設置されている国、県、関西電力等が管理するダム施設、河川管理施設等についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。(建設課)

【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

○総合防災マップの浸水想定区域等の情報を村民に継続して周知する。(総務課)

○浸水常襲地域の区長とのホットラインの構築をする。(総務課)

1-3 大規模な土砂災害(深層崩壊等)による死傷者の発生と、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態の発生を防ぐ

【土砂災害対策の推進】

○総合防災マップを活用し土砂災害警戒区域等の情報を村民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に関する情報を村ホームページに掲載する。(総務課)

【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制整備】

○土砂災害警戒区域を含む地域の区長とのホットラインを構築する。(総務課)

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定を土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の立地条件や建物の構造条件を勘案して指定する。(総務課)

1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐ

【災害時の確実な情報の伝達】

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)や奈良県防災行政通信ネットワーク、野迫川村移動系防災無線の定期点検を実施する。(総務課)
- 登録制メール、村ホームページ、SNS(フェイスブック・ツイッター等)による情報伝達手段を村民に周知・登録を促進し、緊急速報メール(エリアメール)については瞬時に対応できるように構築する。(総務課)
- 消防団による広報車両を用いた広報訓練を定期的実施する。(総務課)
- 在住外国人の安全・安心を確保するため、観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips」等の周知を行い、外国人向けの災害情報の伝達体制を検討する。(総務課)

<重要業績評価指標(KPI)>

移動系防災無線の点検回数

現状値
(R2年度)

2回/年

目標値
(R6年度)

2回/年

広報訓練の実施回数

2回/年

2回/年

【災害時要援護者支援対策】

- 避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防署等と平常時から共有し支援体制を継続する。
(総務課・住民課)

【村民避難に係る体制づくりと施設の整備等】

- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定と施設利用者の安全確保のための体制の整備を促進する。(総務課・住民課)

【防災知識の普及啓発・防災教育】

- 住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。(総務課)

＜重要業績評価指標(KPI)＞	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
全世帯を対象とした防災教育・防災訓練の実施回数	1 回/年	1 回以上/年

2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞を防ぐ

【非常時物資の確保】

- 総合防災マップ等を活用し、3日分の非常用食料の自発的な備蓄を促進する。

(総務課・住民課)

- 帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光機関、民間事業者等においては、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。(総務課・住民課)

- 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する。(総務課・住民課)

＜重要業績評価指標(KPI)＞	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
観光施設や事業所等への備蓄に関する啓発活動	0 回/年	1 回/年
防災訓練を通じた備蓄食料や水の更新	1 回/年	1 回/年

【救援物資等の搬送の確保】

- 緊急輸送道路の整備を促進する。(建設課)

・村道上垣内水ヶ峰線

2-2 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を防ぐ

【消防力の強化】

- 災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険個所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。(総務課)
- 消防団無償貸付車両制度及び奈良県消防力支援事業を活用し、必要に応じて消防団車両の更新を図る。(総務課)
- 消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る。(総務課)
- 消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団資機材の充実を図る。(総務課)
- 全消防団による定期的に訓練を実施する。(総務課)

＜重要業績評価指標 (KPI)＞	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
消防団員数	65 人	65 人
全消防団による防災訓練の実施回数	1 回/年	1 回/年

【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】

- 防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する。(総務課)

＜重要業績評価指標 (KPI)＞	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
防災関係機関と連携した防災訓練の実施回数	1 回/年	1 回/年

【自主防災力の強化】

- 地域の防災リーダーである防災士を育成する。(総務課)

＜重要業績評価指標 (KPI)＞	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
防災士の人数	0 人	3 人

2-3 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生を防ぐ

【医療機関体制の促進】

- 協定を締結した医師会、歯科医師会、薬剤師会と防災訓練・図上訓練等を通じて、継続的な連携協力体制を構築する。(総務課・住民課)
- 医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び後方医療体制等の整備充実を図る。(総務課・住民課)
- 医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会・薬剤師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る。(総務課・住民課)
- 医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る。(総務課・住民課)

【食中毒・感染症等の対策】

- 避難所運営の指針となる「災害対応マニュアル」に基づき、平常時から衛生・防疫体制を整える。(総務課・住民課)
- 簡易トイレ等の計画的な備蓄を実施するとともに、民間事業者等と仮設トイレ等の設置運搬に係る協定締結を促進する。(総務課・住民課)

<重要業績評価指標(KPI)>

空気清浄機の設置箇所数

現状値
(R2 年度)

0 箇所

目標値
(R6 年度)

13 箇所

【医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化】

- 緊急輸送道路の整備を促進する。再掲(建設課)

- ・村道上垣内水ヶ峰線

- 奈良県消防防災ヘリコプター場外離着陸場の適切な維持管理を行う。(総務課)

- ・野迫川村健康グラウンドヘリポート

- ・野迫川村立野迫川村中学校グラウンドヘリポート

- ・平ヘリポート

2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を防ぐ

【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】

○災害時孤立の恐れのある地区において、自立分散型のエネルギーシステム導入促進を図る。(総務課)

【緊急輸送道路等の整備・保全・耐災害性の向上】

○緊急輸送道路の整備を促進する。再掲(建設課)

・村道上垣内水ヶ峰線

【災害時孤立の恐れのある地区における通信の確保】

○校区区長会長及び孤立可能性のある地域に貸与している移動系防災行政無線機等の適切な維持管理と定期的な通信訓練を行う。(総務課)

< 重要業績評価指標 (KPI) >

	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
通信訓練の実施回数	0 回/年	1 回/年

○基本目標2:村民の生活を守る

3. 村民の生活に必要な行政機能、事業者活動の維持

3-1 村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐ

【村有施設等の強化】

○耐震改修計画に基づき、村有建築物の耐震化及び耐震改修を実施してきたところであるが、診断等の結果及びファシリティマネジメントの評価を踏まえ、改修を促進する。(総務課)

○停電でも災害対応機能を維持するため、既設非常用発電設備を更新する。(総務課)

【業務継続体制の整備】

○業務継続計画(BCP)に基づき、職員を対象とした図上訓練や参集訓練を継続的に実施し、訓練内容を踏まえて各種計画の見直しを図る。(総務課)

○被災時に備え、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する。(総務課)

＜重要業績評価指標(KPI)＞	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
防災訓練及び避難訓練実施回数	2 回/年	2 回/年

【村職員の防災教育及び対応力強化】

○村職員を対象とする防災研修を実施するなど、職員に対して、平常時から危機管理意識の周知を図る。(総務課)

＜重要業績評価指標(KPI)＞	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
村職員を対象とした防災関係研修の実施回数	0 回/年	1 回/年

【相互応援協定などに基づいた自治体間の連携強化】

○災害に強い基盤構築のための自治体クラウドの整備を図る。(総務課)

○大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、全国町村会による応援協定など、応援・受援体制の構築を図る。(総務課)

【被災による治安の悪化】

- 防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する。再掲 (総務課)
- 各地域の「支え合い活動」が活発となるよう関係団体を支援する。(総務課)
- 犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯灯 LED 化事業や防犯カメラの設置を通じて犯罪の未然防止を図る。(総務課)
- 防犯に関する関係機関・団体と連携した取組を行い、平常時から防犯意識の高揚を図る。(総務課)

< 重要業績評価指標 (KPI) >

防災関係機関と連携した防災訓練の実施回数

現状値
(R2 年度)

1 回/年

目標値
(R6 年度)

1 回/年

3-2 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下を防ぐ

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

- 災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。(建設課)
- 主要幹線道路の整備を促進するとともに、企業へのアクセスルートとなる道路の整備を促進する。(建設課)

・村道上垣内立里線

< 重要業績評価指標 (KPI) >

橋梁の耐震化法面防災対策道路施設の老朽化対策

現状値
(R2 年度)

橋梁 0 橋

法面 0 箇所

目標値
(R6 年度)

橋梁 2 橋

法面 7 箇所

3-3 食料等の安定供給の停滞を防ぐ

【食料・飲料水等の確保】

○計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水の定期的な更新を行う。**再掲**（総務課・住民課）

○自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力の強化を図る。

（総務課・住民課）

<重要業績評価指標(KPI)>	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
防災訓練を通じた備蓄食料や水の更新	1 回/年	1 回/年

【食料等の輸送路の確保】

○奈良県消防防災ヘリコプター場外離着陸場の適切な維持管理を行う。**再掲**（総務課）

- ・野迫川村健康グラウンドヘリポート
- ・野迫川村立野迫川村中学校グラウンドヘリポート
- ・平ヘリポート

○緊急輸送道路の整備を促進する。**再掲**（建設課）

- ・村道上垣内水ヶ峰線

4. ライフラインの確保

4-1 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐ

【多様なエネルギー供給源の確保】

○村の防災拠点(避難所等)に太陽光発電と蓄電池等を整備し、災害時の電力確保を図る。

(総務課)

○エネルギーの供給源の多様化のため、農村地域の資源を活用した小水力発電や太陽光発電の再生可能エネルギーに取り組む。(産業課)

【ライフライン関係機関等との連携】

○迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン防災対策連絡会における訓練等を通じた災害対応力の強化を図る。(総務課)

○奈良県LPガス協会との「災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定」の対象となる村の拠点避難施設の把握に協力し、災害時のLPガス等の供給継続を図る。(総務課)

4-2 上水道の長期間にわたる供給停止を防ぐ

【簡易水道施設の管理体制の充実と整備】

○村民の理解と協力のもと、各区の実情に応じた簡易水道施設の管理体制の充実を図り、老朽化した簡易水道施設について、災害時への対応や水質の保全等も勘案しながら、順次改修を行う。(建設課)

4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止を防ぐ

【基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上】

○災害発生時には、人員や物資、救助、救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。(建設課)

○山間部において集落間を連絡している国道・県道等の幹線を補完し、災害発生時の迂回路としての活用可能な林道を整備する。(建設課)

4-4 情報通信の麻痺・長期間停止を防ぐ

【情報伝達通信手段の確保】

- 奈良県防災行政通信ネットワーク及び野迫川村移動系防災行政無線の維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保を行う。(総務課)
- 全国瞬時警報システム(J アラート)及び野迫川村移動行政無線の維持管理を行い、災害時の村民への情報伝達に活用する。(総務課)

4-5 地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐ

【地域交通ネットワークの確保】

- 道路管理者、警察及び交通事業者との災害時の連絡体制を整備する。(建設課)
- 主要幹線道路の整備を促進するとともに、路線バスルートである道路の整備を推進する。(建設課)

5. 二次災害の防止

5-1 ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生を防ぐ

【ダムの耐災害性の向上】

- 村内に設置されている国が管理するダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。(建設課)

【土砂ダム等の損壊に備えた対策の推進】

- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した北股地区における国の砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる。(総務課)

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ

【農地・森林の保全・整備】

- 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などにより、森林整備の促進を図る。(産業課)
- 過疎化・高齢化等による農村地域の集落機能の低下により、地域の共同活動等に支えられている農地が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用した地域の共同活動を行う。(産業課)
- 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防止するため、総合的かつ効果的な治山事業を実施する。(産業課)

<重要業績評価指標(KPI)>	現状値	目標値
	(R2 年度)	(R6 年度)
特定間伐実施状況(支援数、面積等)	94,535ha	95,000ha

【治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全】

- 林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設の機能の維持及び増進に努めるため、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する。(産業課)

5-3 風評被害等による地域経済への甚大な影響を防ぐ

【村からの正確な情報伝達】

- 緊急速報メール(エリアメール)、登録制メール、村ホームページ、SNS(フェイスブック・ツイッター等)による情報伝達、また、必要に応じて広報車両による広報、消防団による広報を活用し、村からの正確な情報伝達を行う。(総務課)

○基本目標3:迅速な復旧・復興を行う

6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

【災害廃棄物処理計画の策定等】

- 「奈良県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、村の災害廃棄物処理計画を策定する。(住民課)
- 大規模災害に必要な面積を確保できていない状況にあるため、村内におけるストックヤードを確保する。(住民課)
- 災害の規模に応じ、県に応援要請し、民間団体等の支援を求める。(住民課)

6-2 被害者の生活再建が大幅に遅れる事態を防ぐ

【大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地の確保や関係団体等との連携】

- 大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設用地の確保や関係団体等との連携の取組を進める。(総務課)

【迅速・正確な被害認定調査の実施や罹災証明書発行のための準備】

- 村が適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、県等の研修会へ参加する。(総務課)

【災害ボランティア活動等の支援】

- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、社会福祉協議会等と連携し、NPOやボランティアの支援活動を促進する。(住民課・社会福祉協議会)

【災害時に土地の境界を復元できる地籍の明確化の促進】

- 発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を推進する。(産業課)

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

○災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。再掲
(建設課)

<重要業績評価指標 (KPI) >	現状値	目標値
	(R2 年度)	(R6 年度)
定期点検回数	2 回/年	2 回/年

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

【緊急輸送道路の確保】

○緊急輸送道路の整備を促進する。再掲 (建設課)

・村道上垣内水ヶ峰線

【橋梁の長寿命化】

○橋梁の長寿命化改修を推進する。(建設課)

・村道の橋梁点検(全 18 橋)

・村道の橋梁修繕(全 18 橋)

・林道の橋梁点検(全 67 橋)

・林道の橋梁修繕(全 67 橋)

【村道の機能維持】

○排水機能維持のため道路の舗装修繕を推進する。(建設課)

・村道上垣内立里線(R2~R4)

・村道平大股線

【道路の拡幅・整備】

○村道及び林道を拡幅するなどの整備を促進する。(建設課)

・村道の舗装修繕及びその他の整備

村道上高野線

・林道の整備を促進する

林道北股弓手原線

林道ホラ谷立里線

【各種防災事業の円滑化や被災後の復旧・復興の迅速化】

○各種防災事業の円滑化や被災後の復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査事業(国土調査)を実施する。(産業課)

＜重要業績評価指標(KPI)＞	現状値 (R2 年度)	目標値 (R6 年度)
村道：点検率	5.5%	100%
修繕率	38.8%	100%
林道：点検率	67.0%	100%
修繕率	0%	100%
緊急輸送道路の整備 (km)	1.5 km	6.3 km
村道・林道の整備 (km)	17.6 km	18.6 km

※村道、林道の橋梁点検は5年に1回のサイクルで実施

※現状値について村道は2サイクル目、林道は1サイクル目の値を示す。

第5章 PDCA サイクルによる計画の推進

1 野迫川村国土強靱化地域計画の改善

本計画の進捗状況の把握と見直しは、PDCA サイクルを繰り返し行い、改善を重ねていく。

2 野迫川村の他の計画等の必要な見直し

本計画に基づき、「野迫川村地域防災計画」をはじめ、関係する計画等の必要な見直しを行うものとする。

3 計画の進捗管理と不断の見直し

野迫川村国土強靱化地域計画に掲載された事業の進捗状況等を管理し、重要業績評価指標(KPI)等による定量的評価を実施した上で、必要に応じて本計画の見直しを行う。見直しは原則5年ごととする。

(別紙1)脆弱性評価結果

○基本目標1：村民の命を守る

1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生

【評価結果】

【耐震化の促進】

○ 橋梁の耐震化

- ・緊急輸送道路上の橋梁（2橋）は耐震化されておらず、今後耐震化を推進する必要がある。（建設課）

○ 木造住宅等の耐震化

- ・倒壊の恐れがある住宅等の耐震改修や建替えを継続して促進する必要がある。（総務課）

【住宅等における安全の確保】

○ 住宅の地震時における家具の転倒防止

- ・住宅の地震時の家具の転倒防止策等の継続した普及・啓発等が必要である。（総務課）

○ 空き家の再生及び除却等の促進

- ・老朽化した空き家が増加していることから改修及び撤去等を促進する必要がある。（総務課）

【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

○ 文化財の安全確保

- ・文化財の調査を行うとともに、防災・防火設備等を確認し、適切な措置を促進する必要がある。（教育委員会）

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水の発生

【評価結果】

【河川整備等総合的な治水対策の推進】

○ ダム施設・河川管理施設の老朽化及び耐震の対策

- ・管理者等との連携関係の充実を図る必要がある。（建設課）

【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

○ 浸水想定区域等の村民への周知

- ・総合防災マップについて、継続した周知が必要である。（総務課）

○ 浸水常襲地域におけるホットラインの構築

- ・各区長との連絡体制を維持していく必要がある。（総務課）

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による死傷者の発生と、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態の発生

【評価結果】

【土砂災害対策の推進】

○ 土砂災害警戒区域等の村民への周知

- ・ 総合防災マップについて、継続した周知が必要である。（総務課）

【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制整備】

○ 土砂災害警戒区域におけるホットラインの構築

- ・ 区長との連絡体制を維持していく必要がある。（総務課）

○ 指定緊急避難場所等の指定

- ・ 今後も引き続き条件に応じた対応が必要である。（総務課）

1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生

【評価結果】

【災害時の確実な情報の伝達】

○ 防災無線の定期点検の実施

- ・ 野迫川村移動系防災無線等の定期点検を今後も継続する必要がある。（総務課）

○ 村民への情報伝達システムの構築

- ・ 村ホームページや SNS に続き、緊急速報メールを構築する必要がある。（総務課）

○ 消防団による広報訓練の定期実施

- ・ 消防団による広報車両を用いた防災訓練及び年末年始警戒活動を今後も継続する必要がある。（総務課）

○ 外国人向けの災害情報の伝達体制

- ・ 村内に在住の外国人に向けた災害情報の伝達体制を整える必要がある。（総務課）

【災害時要援護者支援対策】

○ 避難行動要支援者の支援体制の継続

- ・ 避難行動要支援者名簿の更新及び、消防団・区長等との連携を継続する必要がある。（総務課/住民課）

【村民避難に係る体制づくりと施設の整備等】

○ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び利用者の安全確保のための体制整備

- ・ 避難確保計画の策定及び施設利用者の安全確保の体制整備を促進する必要がある。（総務課/住民課）

【防災知識の普及啓発・防災教育】

○ 防災知識の普及啓発・防災教育・防災訓練の継続実施

- ・ 今後もあらゆる災害を想定した防災訓練等を継続する必要がある。（総務課）

2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞

【評価結果】

【非常時物資の確保】

○ 非常食料の自発的な備蓄の促進

・総合防災マップの周知とともに、非常用食料の確保を促進する必要がある。

(総務課/住民課)

○ 民間事業者等における帰宅困難者用の非常食料・緊急物資の備蓄の促進

・観光施設や事業所等において、帰宅困難者が発生した場合の対策が必要である。

(総務課/住民課)

○ 計画的な物資の確保及び備蓄食料や飲料水の更新

・計画的な備蓄の確保や備蓄食料・飲料水の更新を行う必要がある。(総務課/住民課)

【救援物資等の搬送の確保】

○ 緊急輸送道路の整備の促進(村道上垣水ヶ峰線)

・緊急輸送道路の整備促進を今後も継続する必要がある。(建設課)

2-2 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

【消防力の強化】

○ 災害発生時に地域で対応できる体制の整備

・自主防災組織の育成や消防団の充実・強化による、地域防災力の更なる向上が必要である。(総務課)

○ 消防団車両の更新

・消防団車両の点検に努め、必要に応じて更新をする必要がある。(総務課)

○ 消防団員の確保及び組織の強化

・現在の消防団員数を、今後も維持する必要がある。(総務課)

○ 消防団資機材の充実

・あらゆる災害に対応するため、消防団資機材の充実を図る必要がある。(総務課)

○ 全消防団による定期的な訓練の実施

・全消防団による訓練を今後も継続して実施する必要がある。(総務課)

【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】

○ 「顔の見える関係」の構築

・警察・消防関係機関と連携した防災訓練を継続していく必要がある。(総務課)

【自主防災力の強化】

○ 防災士の育成

・地域の防災リーダーである防災士を育成する必要がある。(総務課)

2-3 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生

【評価結果】

【医療機関体制の促進】

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会との協力体制の構築
 - ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との防災訓練等を通じた継続的な連携体制を構築する必要がある。(総務課/住民課)
- 災害時の初期医療体制及び後方医療体制の充実
 - ・村診療所との連携を深め、災害時の初期医療体制及び後方医療体制等の整備充実を図る必要がある。(総務課/住民課)
- 医薬品・医療器具等医療救護活動に必要な物資等の確保
 - ・医師会・薬剤師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る必要がある。(総務課/住民課)
- 日本赤十字社等関係機関への応援要請体制の整備
 - ・県日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る必要がある。(総務課/住民課)

【食中毒・感染症等の対策】

- 衛生・防疫体制の整備
 - ・全避難所の衛生・防疫体制を整える必要がある。(総務課/住民課)
- 簡易トイレ等の設置運搬に係る協定締結
 - ・簡易トイレの備蓄を確保する必要がある。(総務課/住民課)

【医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化】

- 緊急輸送道路の整備の促進(村道上垣水ヶ峰線)〈再掲〉
 - ・緊急輸送道路の整備促進を今後も継続する必要がある。(建設課)
- 消防防災ヘリコプター場外離着陸場の維持管理
 - ・奈良県消防防災ヘリコプター場外離着陸場の点検やドクターヘリ等の運行に関する協力を継続する必要がある。(総務課)

2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【評価結果】

【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】

- 自立分散型エネルギーシステムの導入
 - ・避難所へのLPガス発電機の整備に加え、今後も新たなエネルギーシステム導入を促進する必要がある。(総務課)
- 【緊急輸送道路等の整備・保全・耐災害性の向上】
- 緊急輸送道路の整備の促進(村道上垣水ヶ峰線)〈再掲〉
 - ・緊急輸送道路の整備促進を今後も継続する必要がある。(建設課)

【災害時孤立の恐れのある地区における通信の確保】

○ 移動系防災行政無線等の維持管理及び通信訓練の実施

- ・各戸に設置した告知端末等を活用した、定期的な通信訓練等が必要である。

(総務課)

○基本目標２：村民の生活を守る

3. 村民の生活に必要な行政機能、事業者活動の維持

3-1 村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【評価結果】

【村有施設等の強化】

○ 村有施設等の耐震改修の促進

- ・村有建築物の今後の利活用を鑑み、耐震改修を判断する必要がある。(総務課)

○ 既設非常電源設備の整備

- ・被害時に備え、既設非常用発電設備を更新する必要がある。(総務課)

【業務継続体制の整備】

○ 職員を対象とした訓練の実施及び各種計画の見直し

- ・村職員を対象とした防災訓練及び避難訓練を今後も継続し、各種計画を適宜更新する必要がある。(総務課)

○ 職員の安否・参集状況の確認体制の整備

- ・被災時に備え、職員対応マニュアルを適宜更新する必要がある。(総務課)

【村職員の防災教育及び対応力強化】

○ 村職員の危機管理意識の啓発

- ・村職員を対象とした防災研修を実施する必要がある。(総務課)

【相互応援協定などに基づいた自治体間の連携強化】

○ 災害に強い基盤構築のための自治体クラウドの整備

- ・近隣3村と行っている自治体クラウドを今後も継続する必要がある。(総務課)

○ 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保及び応援・受援体制の構築

- ・12市町村と締結している災害協定を今後も継続する必要がある。(総務課)

【被災による治安の悪化】

○ 「顔の見える関係」の構築＜再掲＞

- ・警察・消防関係機関と連携した防災訓練を今後も継続する必要がある。(総務課)

○ 「支えあい活動」関係団体の支援

- ・消防団・区長等との連携を今後も継続する必要がある。(総務課)

○ 犯罪未然防止

- ・防犯灯や防犯カメラの整備促進を今後も継続する必要がある。(総務課)

○ 平常時からの防犯意識の啓発

- ・警察・消防関係機関と連携した防災訓練を今後も継続する必要がある。(総務課)

3-2 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下

【評価結果】

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

- 橋梁の耐震化・道路法面の防災対策・道路施設の老朽化対策の推進
 - ・ 災害発生後に企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、緊急輸送道路のネットワーク機能を確保する必要がある。(建設課)
- 主要幹線道路・企業のアクセスルートとなる道路の整備(村道上垣内立里線)
 - ・ 道路の整備を今後も継続する必要がある。(建設課)

3-3 食料等の安定供給の停滞

【評価結果】

【食料・飲料水等の確保】

- 計画的な備蓄食料や飲料水の更新<再掲>
 - ・ 計画的な備蓄の確保とともに、備蓄食料や飲料水の更新を今後も定期的に行う必要がある。(総務課/住民課)
- 災害時における自治体・各種団体・民間事業者等との相互応援協定の締結
 - ・ 応急対応や食料・飲料水等の確保等、災害対応力の強化を図る必要がある。(総務課/住民課)

【食料等の輸送路の確保】

- 消防防災ヘリコプター場外離着陸場の維持管理<再掲>
 - ・ 奈良県消防防災ヘリコプター場外離着陸場の点検やドクターヘリ等の運行に関する協力を継続する必要がある。(総務課)
- 緊急輸送道路の整備の促進(村道上垣水ヶ峰線)<再掲>
 - ・ 緊急輸送道路の整備促進を今後も継続する必要がある。(建設課)

4. ライフラインの確保

4-1 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止

【評価結果】

【多様なエネルギー供給源の確保】

○ 防災拠点（避難所等）の太陽光発電及び蓄電池等の整備

- ・EV・LP ガス発電を活用した避難所への電力供給は完了しているが、今後も新たなエネルギーシステム導入を促進する必要がある。（総務課）

○ エネルギー供給源の多様化

- ・エネルギー供給源の多様化を検討する必要がある。（産業課）

【ライフライン関係機関等との連携】

○ 迅速な復旧や情報共有の実現

- ・ライフライン事業者等と連携した災害対応力を強化する必要がある。（総務課）

○ 災害時のLP ガス等の供給継続

- ・避難施設のLP ガス等の供給継続を図る必要がある。（総務課）

4-2 上水道の長期間にわたる供給停止

【評価結果】

【簡易水道施設の管理体制の充実と整備】

○ 簡易水道施設の改修及び管理体制の充実

- ・地区の実情に応じた管理体制の充実を図り、老朽化した管路・ろ過施設を更新する必要がある。（建設課）

4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止

【評価結果】

【基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上】

○ 幹線道路ネットワークの整備及び機能の確保

- ・災害発生後に備え、緊急輸送道路のネットワーク機能を確保する必要がある。（建設課）

○ 国道・県道を補完する迂回路の整備

- ・基幹道路を補完し、災害発生時に迂回路として活用可能な林道を確保する必要がある。（建設課）

4-4 情報通信の麻痺・長期間停止

【評価結果】

【情報伝達通信手段の確保】

- 移動系防災行政無線の維持管理
 - ・衛星回線等を活用し、情報伝達手段を確保する必要がある。(総務課)
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)及び野迫川村移動行政無線の維持管理
 - ・災害時の村民への情報伝達手段を確保する必要がある。(総務課)

4-5 地域交通ネットワークが分断する事態

【評価結果】

【地域交通ネットワークの確保】

- 災害時の連絡体制の整備
 - ・道路管理者、警察及び交通事業者との円滑に連絡できる環境が必要である。(建設課)
- 主要幹線道路や路線バスルートである道路の整備(村営バス・南海バス)
 - ・路線バスルートの継続した道路の整備が必要である。(建設課)

5. 二次災害の防止

5-1 ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生

【評価結果】

【ダムの耐災害性の向上】

○ ダム施設の老朽化・耐震対策の促進

- ・ダム施設の老朽化対策及び耐震対策が必要である。(建設課)

【土砂ダム等の損壊に備えた対策の推進】

○ 国・県等と連携した熊野川流域の安全・安心の向上

- ・国・県及び事業者と連携し、熊野川流域の安全・安心を向上させる必要がある。(総務課)

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

【農地・森林の保存・整備】

○ 補助金等の支援事業及び啓発による森林整備の促進

- ・支援事業や啓発により、間伐等の森林整備を促進する必要がある。(産業課)

○ 交付金を活用した地域の共同活動の促進

- ・農地が持つ多面的機能を引き続き維持保全する必要がある。(産業課)

○ 農地・森林等の荒廃による被害拡大の防止

- ・総合的な治山事業を引き続き実施する必要がある。(産業課)

【治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全】

○ 荒廃森林の復旧及び治山施設の整備

- ・荒廃森林の復旧及び林地の保全を引き続き推進する必要がある。(産業課)

5-3 風評被害等による地域経済への甚大な影響

【評価結果】

【村からの正確な情報伝達】

○ 村からの正確な情報伝達手段の検討

- ・村からの正確な情報伝達手段及び方法を検討する必要がある。(総務課)

○基本目標３：迅速な復旧・復興を行う

6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【災害廃棄物処理計画の策定等】

○ 災害廃棄物処理計画の策定

- ・被害状況や浸水域の面積等から災害廃棄物等の発生状況を推計し、対応方針を定める必要がある。(住民課)

○ スtockヤードの確保

- ・大規模災害に備え、ストックヤードを確保する必要がある。(住民課)

○ 災害の規模に応じた応援要請

- ・災害時に備え、県や民間団体との連携体制を構築する必要がある。(住民課)

6-2 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地の確保や関係団体等との連携】

○ 建設用地の確保及び関係団体との連携促進

- ・大規模災害に備え、応急仮設住宅の建築用地の確保に向けた取り組みが必要である。(総務課)

【迅速・正確な被害認定調査の実施や罹災証明書発行のための準備】

○ 県等の研修会への参加

- ・被害認定調査の実施や罹災証明書発行を迅速・正確にする整備が必要である。(総務課)

【災害ボランティア活動等の支援】

○ 社会福祉協議会等との連携

- ・社会福祉協議会等と連携し、NPOやボランティアの支援活動を促進する必要がある。(住民課/社会福祉協議会)

【災害時に土地の境界を復元できる地籍の明確化の促進】

○ 地籍の明確化

- ・被災後の復旧・復興の迅速化を図るため、地籍の明確化が必要である。(産業課)

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

○ 橋梁の耐震化・道路法面の防災対策・道路施設の老朽化対策の推進<再掲>

- ・災害発生後に企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、緊急輸送道路のネットワーク機能を確保する必要がある。(建設課)

6-3 基幹インフラの破損により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【緊急輸送道路の確保】

○ 緊急輸送道路の整備の促進（村道上垣水ヶ峰線）＜再掲＞

- ・ 緊急輸送道路の整備促進を今後も継続する必要がある。（建設課）

【橋梁の長寿命化】

○ 橋梁の長寿命化の推進

- ・ 橋梁の点検・修繕を推進する必要がある。（村道 18 橋・林道 67 橋）（建設課）

【村道の機能維持】

○ 排水機能維持のための道路の舗装修繕（村道上垣内立里線・村道平大股線）

- ・ 緊急輸送道路の整備を今後も継続していく必要がある。（建設課）

【道路の拡幅・整備】

○ 村道及び林道の拡幅等整備の促進（村道上高野線・林道北股弓手原線・林道ホラ谷立里線）

- ・ 災害発生後に企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、緊急輸送道路のネットワーク機能を確保する必要がある。（建設課）

【各種防災事業の円滑化や被災後の復旧・復興の迅速化】

○ 地籍調査事業（国土調査）の実施

- ・ 被災後の復旧・復興の迅速化を図るため、地籍の明確化が必要である。（産業課）

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

＜物流ルートへの整備・保全、耐災害性の向上＞

[illegible]

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜村道の機能維持【再掲】＞

[illegible]

3-3 食料等の安定供給の停滞の防止

＜緊急輸送道路の整備【再掲】＞

[illegible]

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

<耐震化の促進>

$$\begin{matrix} \wedge \\ \vee \end{matrix}$$
$$\begin{matrix} \wedge \\ \vee \end{matrix}$$
[illegible]

:

:

!

!



!

!

.

野迫川村国土強靱化地域計画〔概要版〕

1.計画の趣旨

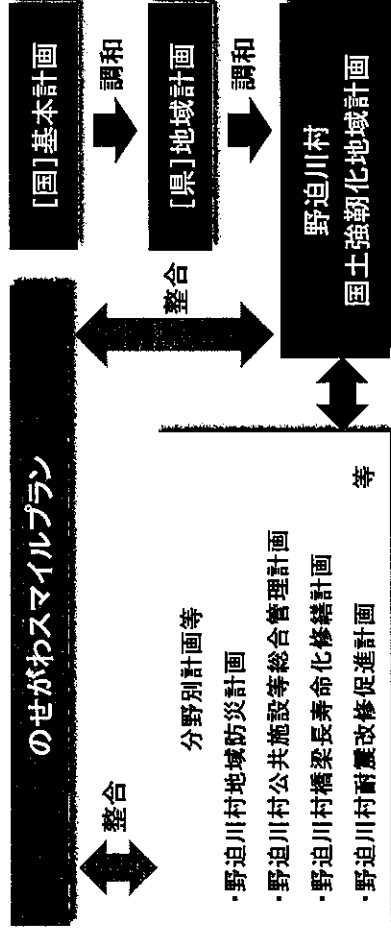
東日本大震災の教訓を踏まえ、国においては大規模自然災害等に備えて、事前防災・減災に関する施策を総合的に推進することとされたところである。

一方、奈良県においても、「奈良県地震防災対策アクションプログラム」を策定して大規模地震対策を進めてきたほか、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を踏まえ防災・減災のための施策に取り組んできた。

本村においても平成28年3月に「野迫川村地域防災計画」を見直し、防災・減災のための方針に策定した。これらの防災・減災対策の継承を念頭に置きつつ、あらためて本村の自然災害に対する脆弱性を評価し、国土の強靱化を図るため、「野迫川村国土強靱化地域計画」を策定した。

2.計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本村の国土強靱化の指針となるものである。また、野迫川村総合計画と総合戦略を一体化した「のせがわスマイルプラン」との整合を図りつつ策定した。



3.計画期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とする。

4.基本目標

「災害に強い野迫川村」を目指し、野迫川村では以下の3つを基本目標とする。

自然災害の発生を可能な限り予測し、災害発生時にも

- (1) 村民の命を守る 災害による死者をなくす
- (2) 村民の生活を守る 出来る限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る
- (3) 迅速な復旧・復興を行う 出来る限り早期に村民の日常生活を取り戻す

5.想定するリスク

甚大な影響を及ぼすリスクとして、大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害について、以下の災害を想定した。

(1) 地震

南海トラフ巨大地震に加え、以下の断層を起因とした地震
奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯、千股断層

(2) 水害・土砂災害

既往災害:紀和大水害(S28)、第2室戸台風(S36)、紀伊半島大水害(H23)

6.強靱化推進にあたっての留意事項

国の基本計画で定められた「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下の点に留意して強靱化に係る施策を推進する。

- (1) 長期的、広域的観点からの施策の推進
- (2) 効果的な施策の推進
- (3) 効率的な施策の推進
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進

7.計画策定の流れ

- ①目標の明確化→②リスクシナリオの設定→③脆弱性の分析・評価→④推進方針の検討→⑤推進施策

野迫川村国土強靱化地域計画〔概要版〕

基本目標		リスクシナリオ	主な国土強靱化の推進施策
1. 村民の命を守る	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊施設等の倒壊による死傷者の発生	【耐震化の促進】【住宅等における安全の確保】 【文化財防災・防火対策のための啓発活動の設備や設置促進】 【河川整備等総合的な治水対策の推進】 【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水の発生	【土砂災害対策の推進】 【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制整備】 【災害時の確実な情報の伝達】【災害時要援護者支援対策】 【住民避難に係る体制づくりと施設の整備等】
	1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊等）による死傷者の発生と、後年度にわたり村上の脆弱性が高まる事態の発生	【非常時物資の確保】【救援物資等の搬送の確保】 【消防力の強化】【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】 【自主防災力の強化】
	1-4	避難行動の遅れ等による死傷者の発生	【医療救護活動の促進】【食中毒・感染症等の対策】 【医療活動確保のための緊急輸送ルート強化】 【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】 【緊急輸送道路等の整備・保全・耐災害性の向上】 【災害時孤立の恐れのある地区における通信の確保】
	2-1	食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞	【村有施設等の強化】【業務継続体制の整備】 【村職員の防災教育及び対応力強化】【被災による治安の悪化】 【相互応援協定などに基づいた自治体間の連携強化】 【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】 【食料・飲料水等の確保】【食料等の輸送路の確保】 【多様なエネルギー供給源の確保】【ライフライン関係機関等との連携】 【簡易水道施設の管理体制の充実と整備】
	2-2	警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	【基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上】 【情報伝達通信手段の確保】 【地域交通ネットワークの確保】 【ダム等の耐災害性の向上】【土砂ダム等の損壊に備えた対策の推進】 【農地・森林の保存・整備】【治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全】 【風評被害等による地域経済への甚大な影響】 【村からの正確な情報伝達】
	2-3	被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生	【災害廃棄物処理計画の策定等】 【大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地の確保や関係団体等との連携】 【迅速・正確な被害認定調査の実施や罹災証明書発行のための準備】 【災害ボランティア活動等の支援】【災害時に土地の境界を復元できる地籍の明確化の促進】 【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】 【緊急輸送道路の確保】【橋梁の長寿命化の推進】 【村道の機能維持】【道路の拡幅・整備】 【各種防災事業の円滑化や被災後の復旧・復興の迅速化】
	2-4	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	
	3-1	村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
	3-2	ライフラインの寸断等による企業活動等の低下	
2. 村民の生活を守る	3-3	食料等の安定供給の停滞	
	4-1	社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止	
	4-2	上水道の長期間にわたる供給停止	
	4-3	幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止	
	4-4	情報通信の麻痺・長期間停止	
	4-5	地域交通ネットワークが分断する事態	
	5-1	ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生	
	5-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	5-3	風評被害等による地域経済への甚大な影響	
	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
3. 迅速な復旧復興を行う	6-2	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
	6-3	基幹インフラの破損により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

連絡先 野迫川村総務課

【TEL】 0747-37-2101

【FAX】 0747-37-2107

【E-mail】 soumuka@vill.nosegawa.nara.jp